参加型アクションリサーチによる当事者目線で学習・研究し続ける障害者支援システムの開発及び効果検証に関わる共同研究　公募要領

本公募要領は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）が公募する参加型アクションリサーチによる当事者目線で学習・研究し続ける障害者支援システムの開発及び効果検証に関わる共同研究の内容を示すものである。

１　目的

知的障害や自閉症等のある人の意思及び選好を中心に、本人、支援者、家族、ピアサポーター及び研究者が共に問いを立て、実践を振り返り、本人理解と支援を継続的に更新する方法を開発し、その過程及び成果を検証する。併せて、本人の安心、表現、選択及び人や地域とのつながりを支える実践と、これを持続させる組織のあり方について知見を得る。

２　スキーム

共同研究先が選定された場合は、申請者（共同研究先）と法人とで共同研究のための研究契約を締結する。策定した研究計画に基づいて、申請者（共同研究先）と法人が互いにリソースを提供しながら、最長５か年度の共同研究を実施する。また、研究期間内に研究の進捗について評価を行い、研究計画及び研究継続の適否について審査のうえ、研究計画見直しの可能性がある。

なお、共同研究に関わる研究内容及び研究経費は年度ごとに定めるものとし、共同研究契約を年度ごとに締結するものとする。次年度以降の共同研究契約は、当該年度の予算成立及び研究進捗評価の結果を踏まえて締結するものとする。

※　法人は次年度以降の契約締結を保証するものではなく、契約締結に至らなかった場合であっても補償その他の責任を負わないものとする。

３　研究期間

契約締結日から令和 13 年３月 31 日までを研究全体の想定期間とする。

４　公募期間

(1) 参加申請（令和８年 11 月 20 日（金）～令和８年 12 月４日（金））

参加意思表明書（申請様式１）等を提出すること（「11　応募手続」を参照）。複数機関で申請することも可能である。

なお、公募内容について質問がある場合は、公募質問書（別紙）に記載して参加意思表明書と併せて提出すること。

(2) 提案内容申請（令和８年 12 月９日（水）～令和８年 12 月 21 日（月））

研究計画書（申請様式３）に記載されている必要事項を記載し、提出すること。

５　応募要件

(1) 研究内容に関する要件

参加型アクションリサーチによる当事者目線で学習・研究し続ける障害者支援システムの開発及び効果検証に関わる共同研究内容であるものとし、以下のア～カの全ての研究内容を実施するものである。

ア　当事者参加による研究の設計と実施

当事者研究、参加型アクションリサーチ等の知見を踏まえ、本人及び関係者と研究課題を形成し、対話、日常生活での試行及び振り返りを循環させる研究方法を設計する。本人の参加方法と、ピアサポーター等の経験に基づく知を研究に反映する方法を具体化する。

イ　当事者参加型ケースカンファレンスの実施と検証

法人と協働し、本人を中心とするケースカンファレンスを継続的に実施する。会議の進行に加え、事前の生活史・記録の整理、会議間の日常生活での試行、結果の振り返り及び支援の見直しを一連の過程として支援する。本人の希望に応じ、会議への出席以外の参加方法も用いる。

本人が表したこと、観察した事実、関係者の解釈及び未確認事項を区別し、複数の見方を検討する。研究者は現地での対話と観察を研究計画に位置づけ、資料の分析や助言だけでなく、実践過程の形成及び検証に関わる。

ウ　本人理解と意思決定支援の方法の開発

本人の身体反応、感覚やコミュニケーションの特徴、生活史及び日常の経験を手がかりに、意思及び選好を理解し、確かめ直す方法を検討する。写真、絵、作品、生活史をまとめた資料等を活用し、本人が情報を受け取り、追加・訂正・拒否を表せる工夫を行う。具体的な媒体や手順は提案によるものとする。

エ　支援者の省察と組織の学習を支える方法の開発

支援者自身の経験、価値観及び本人への見方を振り返る機会を設け、疑問や失敗を共有し、支援を見直せる関係と組織風土の形成を支援する。研修、対話の場、実践に伴走する支援等を組み合わせ、実施可能な方法とその評価方法を提案する。

オ　選択機会と人や地域とのつながりの検討

本人の生活上の選択、活動、関係する人や場所等を把握し、本人の意向に沿って選択肢や経験を広げるための条件を検討する。行動制限や孤立の状況にも目を向け、施設内外の関係や環境の調整を法人と協働して行い、その過程と変化を検証する。

カ　情報技術を活用する研究との連携

法人及び情報技術の開発を担う研究者等と、記録の整理、本人への情報提示、生活史の共有及び実践の評価に必要な項目・機能・運用条件を検討する。技術の導入自体を目的とせず、本人の表現の尊重、解釈の訂正可能性及び現場の負担の観点から評価に参画する。情報システムや機器の開発そのものは、本公募における必須の実施事項としない。

(2) 研究の対象及び実施場所に関する要件

主な実施場所は神奈川県立中井やまゆり園とし、利用者本人と、本人に関わる支援者、家族、ピアサポーター等の協力を得て実施する。個人の状態に加え、支援関係、生活環境、施設の制度・文化及び地域との関係を研究の対象とする。

対象人数、参加者の構成及び実施頻度は、本人の意向、負担、研究目的及び実施可能性を踏まえて提案し、法人と協議して定める。言語による意思表出の難しさのみを理由として、一律に参加対象から除外しない。

(3) 申請に関する要件

以下のア～カの全てを満たす必要がある。

ア　申請者が、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構契約事務取扱規程第２条第１項、第３項及び第４項各号に該当しない者であること。

なお、大学、研究機関その他理事長が特に認める機関については、同規程第２項の入札参加資格登録に関する要件は適用しない。

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構契約事務取扱規程（抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第２条　経理責任者（会計規程第６条に規定する経理責任者をいう。以下同じ。）は、会計 規程第 34 条に規定する競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　競争入札に参加できる者は、神奈川県の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委 託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。

３　神奈川県指名停止等措置要領に基づく入札参加停止の措置がなされている者を、当該入札参加停止の期間、競争入札に参加させることができない。

４　次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後２年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人 として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは 数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益 を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(6) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者 を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者ではないこと。

ウ　申請にあたっては、法人が定める共同研究等における研究成果物の取扱について承諾していること。

エ　申請者は、法人と協議の上、共同研究契約書により法人と契約締結できること。

オ　法人との共同研究を最長５年間実施できる研究体制が整備されていること。

※　研究推進体制等説明書（申請様式３）及び直近３年分の決算書より審査する。詳細は「11　応募手続」を参照すること。

カ　類似する研究を過去に実施していること。

※　類似する研究に関する研究報告書にて審査する。詳細は「11　応募手続」を参照すること。

なお、複数機関による共同提案の場合は、アからエまでの要件は全構成機関が満たすものとし、オ及びカについては代表機関又は構成機関全体として満たすものとする。

６　研究倫理及び個人情報保護

共同研究先は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守しなければならない。研究において取得した個人情報、要配慮個人情報、生活史情報、写真、映像、支援記録及び研究データについては、適切に管理し、第三者へ漏えいしてはならない。

また、人を対象とする研究として必要な場合には、研究倫理審査委員会の承認を受けるとともに、本人への説明及び同意取得、必要に応じた代諾者の同意取得等を行うものとする。共同研究終了後においても守秘義務は存続するものとする。

７　審査

(1) 審査方法

参加申請を経て提案内容申請公募期間内に提出された全ての申請書類（「11 応募手続」を参照）に基づく書類審査及び審査会を行い、共同研究先を決定する。

(2) 審査の視点

別紙１を参照

(3) 審査結果までの流れ

ア　申請

(ｱ) 参加申請受付期間

令和８年 11 月 20 日（金）～令和８年 12 月　４日（金）

(ｲ) 本申請受付期間

令和８年 12 月　９日（水）～令和８年 12 月 21 日（月）

イ　審査

(ｱ) 審査会

令和８年 12 月下旬～１月上旬（予定）

(ｲ) 審査結果の通知

令和９年１月中旬～下旬（予定）

(4) 審査結果の公表

共同研究先の選定時に、申請者（共同研究先）の名称を公表するものとする。なお、応募者がいない場合又は審査の結果、採択すべき応募者がいない場合は、法人において研究遂行に必要な専門性、研究実績及び研究体制を有すると認められる者について改めて調査を行い、又は公募実施前に情報収集若しくは意見交換を行った研究機関等と研究内容等について協議し、共同研究先を選定することができる。その場合においても、研究目的との整合性及び研究実施の妥当性を十分検討するものとする。

８　研究契約

(1) 共同研究先の決定後、共同研究先は法人研究担当者と調整し、必要に応じて研究計画と研究費を修正の上、共同研究に係る契約を締結する。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、研究契約の全部もしくは一部を解除する。

ア　共同研究契約又は双方が合意した研究計画に違反し、相当の期間を定めて催告しても是正されないとき。

イ　許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な研究については、その許可等が取消し、又は抹消されたとき。

ウ　共同研究先が正当な事由なく締結した研究契約の解約を申し出たとき。

エ　締結した研究契約の履行に関し、共同研究先に不正の行為があったとき。

オ　前各号に定めるもののほか、共同研究先が、締結した研究契約に違反したと

(3) 共同研究先は、天災等のやむを得ない事由により研究の継続が困難になったときは、法人と協議の上、契約を解約することができる。

９　研究費

法人が負担する研究費については、審査結果及び法人研究担当者との調整結果に基づき、法人の理事長が決定するものとする。

なお、令和８年度の研究費上限額は 50,570,000 円とする。次年度以降は法人の予算状況を踏まえ、決定することとする。

10　成果の報告、公表、取り扱い

(1) 共同研究先は、研究期間中、法人の求めに応じて、法人に研究の進捗状況について報告を行うものとする。また、研究期間内の最終年度を除く年度ごとに中間報告書を提出するとともに、研究最終年度には完了届に結果報告書を添付し、法人の理事長に提出することとする。

(2) 研究成果について、法人が実施する報告会等での発表や、法人が作成する成果報告集等への掲載を求める場合がある。その際、法人の研究費を活用して実施した研究の成果については、原則、公開とする。ただし、研究参画機関から業務上の支障があると申し入れがあった場合及び研究対象者の個人情報やプライバシー保護、又は知的財産権の権利化のために必要がある場合、双方協議の上、一定期間その一部を非公開とすることも可能とする。

(3) 研究に伴う発明、著作権、ノウハウ、研究成果有体物及びデータ等をなした場合には、それぞれに係る知的財産権の持分及び登録出願等について、法人と共同研究機関が協議して決定するものとする。

11　応募手続

(1) 提出書類

以下の(ｱ)～(ｶ)の書類を各１部提出すること。

ア　参加申請

(ｱ) 参加意思表明書（申請様式１）　＊PDF にて提出可

(ｲ) 研究推進体制等説明書（申請様式２）

(ｳ) 直近３年分の決算書（写し）

※　後日提出可（提出期限は令和８年 12 月 14 日(月)まで）

※　設立３年未満の場合は設立から直近年度までの決算書（写し）とし、 設立１年未満の場合は直近月の合計残高試算表とする。

イ　提案内容申請

(ｴ) 研究計画書（申請様式３）

(ｵ) 類似する研究の研究報告書

(ｶ) 法人・団体の概要を示す資料（パンフレット等）

(2) 提出方法

郵送、持参又は電子メールによる送付とする。

電子メールにより送付する場合は、送付後にその旨電話連絡すること。

郵送の場合は公募期間内に必着、持参の場合は公募期間内の平日（土曜、日曜及び祝日を除いた日）の午前８時 30 分から午後５時までとする。

(3) 問合せ先・申請書類の提出先

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構研究センター

住　　所　〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境 218

電　　話　0465-81-0288（代表）

電子ﾒｰﾙ　kfk-rsc001@kanawel.jp

＜別 紙１＞

審査の視点

項目	審査の視点	配点
①研究計画書の妥当性	研究の目的、方法、年次計画及び予算が具体化されており、公募要件（５（１）ア～カ）を満たす妥当な計画となっているか。	３０
②法人との共同研究の妥当性	中井やまゆり園の現場及び法人と協働し、当事者・支援者等と対話・実践を進めるための具体的な連携方策が示されているか。	２０
③特許・技術・ノウハウ等の優位性	既存の技術と比較して優位性がある特許・技術・ノウハウ等を保有しているか、あるいは新たな知財・実践的知財創出の見込みがあるか。	１５
④類似する研究の実績	本研究に類似する研究を行った実績があるか。	１５
⑤研究体制	研究を円滑に進めるための実施体制が整備されているか。	１０
⑥研究機関の財務状況	研究機関が契約期間中、継続して研究を実施できる財務状況であるか。	１０
合　計		１００